

資料2

# ギャンブル等依存症に係る 東京都の取組について

# 東京都における依存症対策の取組①

- 「東京都ギャンブル等依存症対策推進計画」策定（令和4年12月）  
（計画期間：2022年度～2024年度）

## 基本的な 考え方

### ○重層的かつ多段階的な取組の推進

- ・発症、進行及び再発の各段階に応じた防止及び回復のための措置を適切に講ずる
- ・教育及び学習の振興並びに広報活動等を通じた知識の普及、関係事業者が行うギャンブル等依存症の予防等に資する広告及び宣伝その他の事業の実施、医療提供体制の整備、相談支援等の推進、社会復帰の支援など、様々なアプローチによる取組を推進

### ○多機関の連携・協力による総合的な取組の推進

- ・医療機関や精神保健福祉センター、保健所、区市町村、消費生活センター等の関係機関、民間団体等は、相互に連携・協力しながら総合的に取組を進めていく
- ・連携協力体制の整備を図るために必要な対策を推進

### ○PDCAサイクルによる計画的な不断の取組の推進

## 主な 依存症 対策

### ①予防教育・普及啓発

### ②相談・治療・回復支援

- ・精神保健福祉センターや保健所等において、本人や家族等への相談支援を、引き続き実施
- ・本人や家族等への相談支援に従事する関係機関の職員等の対応力向上等を目的とした研修を実施
- ・本人や家族等の意向も踏まえて民間団体につなげることができるよう必要な支援を行う
- ・依存症治療拠点機関において、医療機関を対象とした研修を実施 等

### ③依存症対策の基盤整備

- ・地域の連携会議を開催し連携体制を強化 等

### ④関係事業者の取組

- ・関係事業者において、広告・宣伝が過度に射幸心をあおるものとならないように、自主的な指針等の策定を検討するなどの取組を進める 等

### ⑤多重債務問題等への取組

- ・多重債務問題を抱える方へ相談支援を実施するとともに、関係機関が連携し、適切な支援につなげる 等

# 東京都における依存症対策の取組②

## 依存症相談拠点の取組

- 平成31年4月より、都立（総合）精神保健福祉センターを東京都における「依存症相談拠点」に設定



### « 依存症相談拠点の取組 »

項目	概要
依存症専門相談支援事業	専門相談員による本人・家族等を対象とした相談（電話・面接）
依存症支援者研修事業	保健所、医療機関関係者等を対象とした研修の実施
普及啓発・情報提供事業	ホームページ、リーフレット、フォーラム等による情報発信
依存症の治療・回復支援事業	本人向け回復支援プログラム等を実施
依存症者の家族支援事業	家族講座の実施
連携会議運営事業	医療機関、保健所、区市町村等の依存症者を支援する関係機関による連携会議の開催

### 【区市町村等職員向け研修（令和3年度～）】

- 依存症対策総合支援事業に基づく研修を展開し、区市町村等職員の技術力の向上等を図る
- 相談業務従事者向けのレベルアップ研修のほか、依存症に関わる可能性のある生活保護や民生委員など、幅広い職員を対象にした基礎研修を実施

# 東京都における依存症対策の取組③

## 依存症専門医療機関・依存症治療拠点機関の選定

【専門医療機関】 専門医による入院治療や認知行動療法などの外来プログラムを実施などの、選定基準を満たしたもの

【治療拠点機関】 専門医療機関のうち、依存症に関する情報発信や研修の実施などの選定基準を満たし、都における治療拠点となるもの

種別	医療機関名	所在地	専門医療機関	治療拠点機関
ギャンブル等 依存症	昭和大学附属烏山病院	世田谷区北烏山6-11-11	○	○

# 依存症治療拠点機関の取組について

## 医療従事者向け研修

### 【概要】

- ・ 医療従事者を対象とした研修を実施し、依存症に起因する精神症状への対応力の向上や、潜在的な患者の早期発見・早期支援につなげていくとともに、専門医療機関の拡充を図っていく

### 【実施内容】

- ・ 依存症対策総合支援事業に基づく「依存症支援者研修事業」の「依存症医療研修」として実施
- ・ 対象者：都内の医療機関従事者等（各回20名程度を想定）

## 医療機関向け連携会議【R6～】

### 【概要】

- ・ 一般診療科も含めた医療機関関係者での症例検討会、意見交換、情報共有を行うことで医療機関同士の連携を強化し、医療分野における依存症対策の底上げにつなげていく

### 【実施内容】

- ・ 依存症対策に取り組む医療機関による症例検討会・講演会、一般診療科も含めた情報交換 など

## 受診後の患者支援事業【R6～】

### 【概要】

- ・ 医療機関に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、受診後又は退院後の依存症患者に対して、自助グループ等民間支援団体と連携しながら、医師の指示の下、依存症患者が回復できる環境を整えるなどの継続的な支援を実施し、民間支援団体と連携した医療機関の効果的な支援を実施する

### 【実施内容】

- ・ 依存症治療拠点機関に精神保健福祉士等の専門職員を配置し、受診後または退院後の依存症患者に対して生活上の課題の確認や助言等を行う
- ・ 依存症患者と民間支援団体等の支援者との関係づくり など

## 今後の方向性

国や関係機関の動向等も踏まえ、依存症相談拠点としての取組の充実や計画の策定・管理、関係機関との連携強化等、依存症対策を推進

## 参考

« 東京都における依存症に関する相談窓口 »



相談機関名	電話番号	電話以外の問い合わせ
中部総合精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	03-3302-7711	面接相談は必要に応じて実施 （予約制）
多摩総合精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	042-371-5560	面接相談は必要に応じて実施 （予約制）
精神保健福祉センターこころの電話相談 月曜日から金曜日（祝日・年末年始を除く） 午前9時から午後5時まで	03-3844-2212	面接相談は必要に応じて実施 （予約制）